解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

長崎県諫早市白岩町四番地七

有限会社合浦設計事務所

清算人　合浦　宏明

解散公告

当社は、令和八年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

長崎県西海市西彼町平山郷二四二五番地二

有限会社長崎栄光商事

清算人　御厨陽一郎

解散公告

当社は、令和八年四月十五日開催の株主総会により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

長崎市桜馬場一丁目九番二〇―一〇〇三号

株式会社ナレッジ・フォース

代表清算人　川口　裕二

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

大分県日田市三本松二丁目三番一号

公益財団法人日田玖珠地域産業振興センター

代表清算人　**樋口**　恒成

解散公告

当社は、令和八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

宮崎県小林市細野一三四二番地一

有限会社ていのっせ

清算人　兒玉龍之介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

沖縄県那覇市若狭一丁目二番一四号

有限会社章乃会

清算人　喜屋武郁夫

解散公告

当社は、令和八年四月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

沖縄県那覇市久茂地二丁目一六番二〇号二〇一

株式会社美と健康研究所

代表清算人　永野　貴子

解散公告（第一回）

当公社は、埼玉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

埼玉県蓮田市大字黒浜二七九九番地一

蓮田市土地開発公社

代表清算人　山口　京子

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年四月九日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

山梨県西八代郡市川三郷町寺所七九二番地

宗教法人春日大神社

清算人　弁護士　木暮　利壱

連絡先　山梨県甲府市中央一丁目九番六号

青柳ビル三階

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年三月二十四日長野県知事の認可を受け解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

長野県下伊那郡松川町生田二九三九番地二

部奈生産森林組合

清算人　林　克好

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年四月一日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

静岡市清水区興津中町一三六二番地の六

医療法人社団彰実会

清算人　多々良史子

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和八年四月十三日南さつま市長の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

鹿児島県南さつま市坊津町泊七九九一番地

清算法人坊津町清原土地改良区

代表清算人　清水　正孝

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

千葉県市原市石川一〇七八番地

医療法人社団得心会

清算人　中村常太郎

清算人　宮崎　彰

清算人　三好　明徳

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月二十七日責任役員会の決議により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

愛知県犬山市大字羽黒新田字中屋敷一七番地

宗教法人阿彌陀寺

清算人　林　禅

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

宮崎県西都市右松一丁目一一番

医療法人宇和田胃腸内科

清算人　宇和田　収

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

札幌市北区北二十一条西八丁目二番二〇

札幌北二十一条ハイツ管理組合法人

清算人　佐藤　文昭

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月十日開催の責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十一日

長野県諏訪市大字四賀字開補院通一六四七番地

真宗長生派信濃教会

代表役員代務者　丸茂由佳里